障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会　令和 8 年 11 月 25 日(火曜日)
9:50～10:50
大阪府　基本回答(当日よみあげ回答)

(要望項目)
65. ろう者に対する以下の防災支援施策を拡充してください。
①発災直後の避難所における、ろう者に対する手話言語による情報保障に関する支援者の確保
(回答)
○　要配慮者の避難生活を支援するために必要となる手話通訳者も含めた専門的人材の確保に関して、支援の要請先リストを整備するとともに、社会福祉協議会等の関係団体や社会福祉施設の事業所と協定を締結するなど、災害時において人的支援を得られるように連携を図ることを大阪府避難所運営マニュアル作成指針に示しています。
○　一方で、災害発生直後は手話通訳者自身も被災している可能性があることから、「こえとら」や「SpeechCanvas(スピーチキャンバス)」、FAX、メール等を活用した多様な手段による情報保障が重要であると考えています。
(回答部局課名)
危機管理室　災害対策課

(要望項目)
65. ろう者に対する以下の防災支援施策を拡充してください。
②広域避難時におけるろう者に対応した1.5 次避難所の開設
(回答)
○　大阪府では、要配慮者について、地区防災計画や個別避難計画等の作成を通じて、避難先である福祉避難所ごとに、事前に受入対象者の調整等を行い、避難が必要となった際に福祉避難所等への直接の避難を促進することとしていることから、石川県での事例のような被災地外の一時的な避難施設としての 1.5 次避難所を想定していません。
○　被災市町村から住民の他都道府県への広域避難の受入れの要求があった場合は、関西広域連合や他の都道府県と協議を行うこととしており、必要な支援が行える体制を確立することとしています。
○　また、要配慮者には、きめ細かい対応を行うことが重要であることから、必要に応じて適切な支援が提供できる二次的な受入施設(指定福祉避難所等)への移送に備えることなども指針に示しています。
(回答部局課名)
危機管理室　災害対策課

(要望項目)
65. ろう者に対する以下の防災支援施策を拡充してください。
③府が作成した防災講義動画について、手話言語による情報保障を行うこと
(回答)
○　危機管理室では、より多くの府民の皆様に、災害への備えの方法や重要性を理解していただき、実際の行動に結びつけていただくため、様々な動画を YouTube に掲載しています。
○　手話言語の表示についても、導入できる動画から順次、導入を検討しているところです。なお、動画の音声が伝える情報を表現した代替情報として字幕を掲載しています。また、字幕ができないものについては、YouTube の自動生成字幕の表示が適切となるよう府が確認したり、文字起こしを掲載することで的確に情報をお届けしています。
○　引き続き、防災に関する正確な情報が府民の皆様に行き届くよう、音声の代替情報の掲出に取り組んでまいります。
(回答部局課名)
危機管理室　防災企画課
危機管理室　災害対策課

（要望項目）
65. ろう者に対する以下の防災支援施策を拡充してください。
④市町村に対する福祉避難所に関する情報公開の働きかけ
（回答）
○ 福祉避難所については、施設の受入体制や利用対象者との調整等を踏まえ、市町村と施設管理者との調整の結果、非公開とされている場合もあります。非公開とされている福祉避難所の情報については、対象者の方にきめ細やかに提供できるよう市町村と引き続き、検討してまいります。
（回答部局課名）
危機管理室　災害対策課

（要望項目）
65. ろう者に対する以下の防災支援施策を拡充してください。
⑤避難所におけるろう者に対する情報保障に関して聴覚障害者用情報受信装置（アイドラゴン4）の設置を大阪府避難所運営マニュアル作成指針に明記するとともに、市町村に対する避難所へのアイドラゴン4設置の働きかけ
（回答）
○ 指針では、要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう福祉用具等の確保を図ることとしております。アイ・ドラゴン４は、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年法律第 38 号）第2条に規定する福祉用具に該当することから、指針における福祉用具等に含まれるものと考えております。
○ また、指針においては特定の機器等を明記するのではなく、それぞれの地域の特性や実情を踏まえ、多様な情報伝達手段の中から適切な方法を選択し、情報保障を確保していただくという考え方としております。
（回答部局課名）
危機管理室　災害対策課

（要望項目）
68. 大阪府内の各自治体が全戸配布している防災マップや計画など（ハザードマップ以外）については、視覚障害に配慮したかたちで周知できるようにしてください。例えば国土交通省のホームページの「重ねるハザードマップ」のように、居住地に対応した災害情報を容易に理解できるよう音声CDや触地図などで提供してください。
（回答）
○ 府内市町村が作成する防災マップや計画などについては、住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、その周知にあたっては、視覚障がい者を含む要配慮者・避難行動要支援者の方々にも配慮することを大阪府地域防災計画に記載しており、今後も府内市町村への働きかけを行っていまいります。
○ また、大阪府では、府内のどこにいても気象、地震、津波、台風および避難所開設などの情報を確認できる大阪防災アプリを令和6年1月より提供しており、引き続き、防災情報が音声で伝わるよう、アプリの改良も含めて研究してまいります。
（回答部局課名）
防災企画課・災害対策課

（要望項目）
70. 障害児者のインフルエンザ、コロナウイルス感染症等の、予防接種ワクチン費用の補助を行ってください。
（回答）
○ インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症は予防接種法の B 類疾病に位置付けられており、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的として、同法に基づく定期接種として実施されています。
○ これらの予防接種は個人予防を主とするものであり、現時点では府独自の予防接種費用に対する補助は想定しておりません。
○ なお、府内では、予防接種費用の補助を独自に実施する市町村もありますが、任意接種に対する費用助成は各市町村が地域の実情に応じた制度運用を行っているところです。
（回答部局課名）
健康医療部　保健医療室　医療・感染症対策課